

企業の活力を高めるための特別法(ワンショット法)の主要内容について

去る2016年2月4日に国会の本会議を通過し、2016年8月13日から3年間時限的な施行予定の企業の活力を高めるための特別法(以下、「企業活力法」)は、過剰供給となっている分野の企業等が、買収・合併等の事業再編の簡便化を目的として商法、資本市場と金融投資業に関する法律(以下、「資本市場法」)、独占規制及び公正取引に関する法律(以下、「公正取引法」)及び税法における関連規制に対する特例を導入しました。以下にて、企業活力法の主な内容と示唆点につき簡単に検討します。

1. 適用対象企業、事業再編計画の申請・承認

企業活力法は、企業規模や業種を問わず、過剰供給を解消するために事業再編を行う韓国の企業に適用されます。ここでいう「過剰供給」とは、「該当業種の国内外の市場の状況を考慮するとき、現在又は今後の相当期間における供給の増加、需要の減少等により企業の売上高営業利益率が著しく減少、あるいは費用に比べ製品・サービスの価格変化率が相対的に鈍化する等、企業の経営状況が継続して悪化するものと予想される状態として、大統領令で定める場合」を意味しますが(第2条第4号)、産業通商資源部長官は、過剰供給の如何についての判断基準等を規定した事業再編計画実施指針を作成し、告示する予定です(第7条第2項第2号)。

企業活力法による支援を希望する企業は、事業再編計画を作成し、主務省庁の長に提出しなければならず、主務省庁の長は、産業通商資源部傘下の事業再編計画審議委員会の審議を経て、事業再編を通じ、生産性及び財務健全性の向上目標達成可能であるものと判断される場合、最終的に事業再編計画を承認します(第9条及び第10条)。このように、承認を受けた企業は、申請された事業再編計画書に適示された支援の内容のうち、主務省庁の長が具体的に決定した事項に従い、企業活力法による支援を受けることになります。但し、事業再編計画の目的が、生産性の向上より経営権の承継や特殊関係人の支配構造の強化、相互出資制限企業集団の系列会社に対する不当な利益の提供、その他大統領令で定める事項にあるものと判断される場合には、事業再編計画の承認を受けることができません(第10条第6項)。既に承認済みの事業再編計画の目的が、事後的に上記と同様であるものと判断される場合でも、事業再編計画審議委員会の審議を経て、該当承認が取り消されることがあります(第13条第1項第2号)。

事業再編計画の申請及び承認の手続の進行にあたっては、事業再編計画に含まれる具体的な内容及び主務省庁

の長の様々な考慮事項(新規雇用及び投資創出の可能性、産業構造の高度化の可能性、労働者の利益の不当侵害の有無、その他大統領令で定める事項)と関連し、申請企業の事業規制に関する法令上、諸般のイシューについての事前の検討及び主務省庁との緊密な協議が必要です。企業活力法上の要件を満足しない、又は事業再編計画の承認を受けなかった場合には、企業活力法上の支援が適用されないことに留意しなければなりません。

2. 事業再編に対する支援の内容

企業活力法の事業再編に対する支援事項は、①商法及び資本市場法に対する特例、②公正取引法に対する特例、③税制及び資金支援、及び、④規制ハードルを下げるための支援で区分されますが、その主な内容は、次の通りです。

区分	項目	主要特例事項
商法及び資本市場法に対する特例	小規模分割 (第15条)	■ 分割後に設立される会社の総資産額が、承認企業の総資産額の100分の10に達しない場合、承認企業の株主総会の承認を、<u>理事会の承認</u>に代えることができる。 ※ 但し、事業再編計画期間中、1回に限る。
	小規模合併等 (第16条)	■ 小規模合併(分割合併を含む。)の要件の緩和(合併の対価である株式の総数が、合併存続会社の発行済株式総数の100分の10を超えないとき→<u>100分の20</u>を超えないとき) ■ 小規模の株式交換又は小規模合併に対する反対株主の要件の緩和(完全親会社又は合併存続会社の発行済株式総数の100分の20以上を有している株主→<u>100分の10以内の範囲で大統領令で定める割合</u>を有している株主)。
	簡易合併等 (第17条)	■ 簡易合併(分割合併を含む。)の要件の緩和(合併存続会社が、消滅会社の発行済株式総数の100分の90以上を所有→<u>100分の80以上</u>を所有)
	合併等関連手続 (第18条)	■ 合併、分割・分割合併、株式の包括的交換及び移転、営業譲渡及び譲受(以下、「合併等」。)の際に、株主総会の招集通知の開始日、本店に関連書類の備付を開始する日、株主名簿の閉鎖日及び基準日公告の開始日の一括短縮(2週前→7日*前)

区分	項目	主要特例事項
	債権者保護手続 (第19条)	■ 合併等の場合、債権者の異議提出期間の短縮(1カ月→<u>10日</u>*以上の期間)、及び承認企業が、債務に対する銀行の支払保証又は保険証券等を提出する方法により、債権者に損害がないとの事実を立証する場合、債権者保護手続に関する規定を適用しない。
	株式買付請求権 (第20条)	■ 合併等の場合、反対株主の株式買付請求の可能期間の短縮(株主総会の決議日から20日以内に請求→株主総会の決議日から<u>10日</u>以内に請求)及び会社の株式買付の義務期間の延長(上場法人1カ月→<u>3カ月</u>、非上場法人2カ月→<u>6カ月</u>)
公正取引法に対する特例	持株会社規制 (第21条)	■ 持株会社の負債割合(200%以下)、子会社株式の保有基準(上場法人20%、非上場法人40%以上)、非系列会社の持分保有規制(5%以下)規定を3年間適用しない。
	持株会社の子会社規制 (第22条)	■ 子会社の孫会社株式の保有基準(上場法人20%、非上場法人40%以上)規定を3年間適用しない。 ■ (一定の要件の下で)子会社の孫会社ではない系列会社株式の所有禁止規定を3年間適用しない。
	持株会社の孫会社規制 (第23条)	■ (一定の要件の下で)孫会社の系列会社株式の所有禁止規定を3年間適用しない。
	相互出資制限企業集団所属の承認企業規制 (第24条)	■ 合併等による相互出資及び循環出資の解消期間の延長(6カ月→<u>1年</u>)
	債務保証制限企業集団所属の承認企業規制 (第25条)	■ 承認された事業再編計画による債務保証を3年間許容
税制及び資金支援	税制支援 (第27条)	■ 租税特例制限法と地方税特例制限法にて譲渡差益の課税繰延等の課税特例規定
	資金支援 (第28条)	■ 事業再編に必要な資金補助、融資又は出捐 ※ 但し、相互出資制限企業集団に属する承認企業の場合は、適用しない。

区分	項目	主要特例事項
	その他事項 (第29条乃至第31条)	研究開発活動、中小・中堅企業の事業革新、能力開発及び雇用安定等の支援
規制隘路(ハードル)解消支援	法令等の解釈及び適用の確認 (第32条)	事業再編申請企業の主務省庁に対する法令等の解釈・適用確認の要請可能。
	企業提案による行政規制改善要請 (第33条)	申請企業及び承認企業は、規制改善の過程において発生し得る副作用の補完方策を主務省庁に提出し、規制改善を要請することができる。

* 期間算定の際に、公休日、土曜日及び労働者の日は除く。

3. 示唆点及び今後の展望

企業活力法は、主に過剰供給に直面している韓国業界の事業再編に積極的に活用される見通しです。なお、過剰供給基準等の企業活力法の主たる事項の一部の内容が、大統領令と細部指針等の下位法令に委任されているため、今後その制定内容に対しても、引き続き関心を持つ必要があります。また、事業再編計画承認を申請する企業は、法的要件を充足するか否かを十分に事前検討をする必要があるものと思われ、企業活力法の支援が適用される事業再編の実行過程において、通常事業再編に適用される商法、資本市場法等その他法令上の規制及び商業登記制度との手続的な整合性に留意し、合併契約と分割計画書等の事業再編実行の基本になる書類に、企業活力法に基づく特例の内容が適切に反映されなければなりません。弊所は、これらの 이슈等を先制的に把握し、必要なアドバイス をご提供いたします。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡いただければ、より詳しい内容をご相談させていただきます。

-
- | | | |
|-------------------------------|------------------|-----------------------------|
| ● 金秉台(キム・ビョンテ)パートナー弁護士 | TEL. 02-316-4038 | E-Mail. btkim@shinkim.com |
| ● 鄭俊熾(ジョン・ジュンヒョク)パートナー弁護士 | TEL. 02-316-4655 | E-Mail. jhchung@shinkim.com |
| ● 金光鎭(キム・グァンボク)弁護士 | TEL. 02-316-4064 | E-Mail. kbkim@shinkim.com |
| ● 金潤希(キム・ユンヒ)パートナー弁護士(日本語対応可) | TEL. 02-316-4025 | E-Mail. yhekim@shinkim.com |
-